

昭和学院短期大学学生懲戒規程

平成 26 年 12 月 3 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、昭和学院短期大学学則第 65 条に規定する学生の懲戒に関して必要な事項を定める。

(懲戒の種類)

第 2 条 懲戒の種類は、つぎのとおりとする。

- 一 退学 退学させ、再入学は認めない。
- 二 停学 6 か月以内の有期停学または無期停学とし、この間の登学及び本学学生としての活動を禁止する。
- 三 訓告 注意を与え、戒める。

(その他の教育的措置)

第 3 条 学長は、前条に規定する懲戒のほか、教育的措置として、口頭または文書による嚴重注意を行うことがある。

(懲戒等の判断基準)

第 4 条 懲戒等の要否の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。また、懲戒により学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめるものとする。

- 一 非違行為の動機、態様及び結果
- 二 故意又は過失の程度
- 三 被害を受けた者の精神的苦痛を含めた被害の程度
- 四 他の学生及び社会に与える影響
- 五 過去の非違行為の有無
- 六 非違行為後の対応

2 懲戒等に該当する行為には、犯罪行為のほか、自身の過失による交通事故・違反、試験による不正行為等が含まれる。

(調査委員会の設置)

第 5 条 学生生活指導委員長は、学生の懲戒に該当する行為(以下「事案」という)に関する情報を知り得たときは、直ちに学長に報告するとともに、その事案に関する調査を行うため

の学生懲戒調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置するものとする。

(調査委員会の組織)

第6条 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生生活指導委員長
- 二 学生生活指導委員の互選による者 若干名
- 三 学長が指名する教職員 若干名

2 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(謹慎)

第7条 学長は、当該事案が第2条第一号の退学または同条第二号の停学に該当することが明白であると認めた場合は、懲戒処分決定前に謹慎を命ずることができるものとする。この場合、謹慎期間は1か月を超えないものとする。

2 前項により謹慎を命じた場合は、登学及び本学学生としての活動を制限する。また、謹慎の期間は停学期間に算入できるものとする。

(調査)

第8条 調査委員会は非公開とし、慎重かつ速やかに当該事案にかかる事案調査を行うものとする。

2 調査委員会は、当該学生に対し、調査する旨を告知するものとする。

3 調査委員会は、当該学生または関係者から事情もしくは意見を聴取し、必要と認める場合は、資料の提出を求めることができるものとする。

4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

5 調査委員会は、速やかに調査結果を学生生活指導委員会に報告するものとする。

(懲戒案等)

第9条 学生生活指導委員会は、調査委員会の報告に基づき、当該事案を審議し、懲戒の要否、懲戒案及び審議経過等を明記した報告書を作成し、学長に報告するものとする。

(学生の弁明)

第10条 学生生活指導委員会は、当該学生に対し、処分案の内容を告知し、日頭又は文書による弁明の機会を与えるものとする。この場合において、当該学生が正当な理由なく回頭による弁明の場に出席しなかった場合または弁明書を提出しなかった場合には、弁明する権利を放棄したとみなす。

2 学生生活指導委員会は、当該学生からの弁明が妥当であると判断した場合には、学長に報告するとともに、調査委員会に再調査を指示することができるものとする。

(懲戒の決定)

第 11 条 学生生活指導委員会は、作成した懲戒案を教授会に付議するものとする。

2 学長は、教授会の議を経て、懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

(懲戒処分の通知)

第 12 条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、懲戒処分書(別紙様式 1)を当該学生に交付することにより通知するものとする。

2 第 7 条 2 項の謹慎が適用されている場合で、決定した懲戒が停学の場合の発効日は、謹慎の初日とすることができる。

(懲戒に関する記録)

第 13 条 懲戒処分を行った場合は、その内容を学籍簿に記録するものとする。ただし、成績証明書及び推薦書等にはその内容を記載しないものとする。

(再審査)

第 14 条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、再審査請求書(別紙様式 2)により学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、再審査の必要があると認めるときは、学生生活指導委員会に対して再度、調査委員会の設置を指示するものとする。この場合の再審査は、第 5 条から第 10 条に規定する手続きを経るものとする。

3 再審査の請求は、懲戒処分の効力を妨げないものとする。

(停学処分中の指導等)

第 15 条 停学処分中又は謹慎中の学生に対しては、反省文及び日誌の作成を課すとともに、定期的な面談の実施等、適切な指導を行うものとする。

2 有期停学の期間が、履修手続きの期間にかかるときは、当該学生に対し履修登録を認めるものとする。

(無期停学の解除)

第 16 条 無期停学の解除は、指導教員等の解除申請に基づき、学生生活指導委員会の発議により、教授会の議を経て学長が決定する。

2 学生生活指導委員会の発議は、当該学生の悔悟の情が顕著で、学習意欲があると認められる場合に行うものとする。

3 無期停学は、6 か月を経過した後でなければ、解除することができない。

4 学長が無期停学の解除を決定した場合は、当該学生に対し、文書により通知するものとする。

(懲戒処分と学籍異動等)

第 17 条 学長は、事案を既に確認している場合で、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に退学(自主退学)の願い出があったときは、この願い出を受理しないものとする。

2 学長は、懲戒対象行為を行った学生から、停学の懲戒処分の決定後に退学(自主退学)の願い出があった場合は、この願い出を受理し、教授会の議を経て、退学を許可することができるものとする。

3 学長は、停学中の学生から休学の願い出があった場合は、この願い出を受理しないものとする。

4 休学中の学生が停学処分となった場合は、当該学生の停学期間中の休学を認めないものとする。

5 停学期間は、在学期間を含め、修業年限は含めないものとする。ただし、停学期間が1か月以内の場合には、修業年限には含めることができるものとする。

(逮捕・拘留時の取扱い)

第 18 条 学生が逮捕・拘留され、大学が本人に接見することができない状況であっても、懲戒処分が妥当であると判断した場合は、懲戒処分を行うことができるものとする。

(雑 則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

